

京都市消費生活審議会 表示・包装適正化部会 会議録

- 1 日時 平成19年3月19日（月）午後1時30分～午後3時30分
- 2 場所 市民生活センター研修室
- 3 出席者 京都市消費生活審議会 9名（別紙座席表のとおり）
京都市 市民生活部長，市民総合相談課長 ほか
- 4 議題 別紙次第のとおり
- 5 概要
 - (1) 市民生活部長挨拶
 - (2) 大谷部会長挨拶
 - (3) 講演 「ユニバーサルデザイン及びその考え方に基づいた包装・容器における取組について」

大谷部会長 それでは、次第に基づきまして、議事に移ります。

なお、本日出席の委員の皆様の中には、今回が初めて出席された委員もおられますが、時間の都合上、講演の後、事務局からこれまでの経過等を報告していただきたいと思います。

まず、本日は、ユニバーサルデザインの理念を踏まえた施策の展開に向けて、「ユニバーサルデザインとはどういう考え方で、最近の取組はどのようなものか」、委員の皆様の間で認識を共有していただくために、部会で講演会をお聞きいただきます。

それでは、「ユニバーサルデザイン及びその考え方に基づいた包装・容器における取組について」、社団法人日本包装技術協会包装技術研究所生活者包装研究室長 高橋宏明（たかはしひろあき）様からお話していただきます。高橋様、よろしくお願い申し上げます。

高橋氏 【講演】配布資料3（講演レジュメ）に沿って、ユニバーサルデザインの考え方や取組について講演
講演後質疑応答

大谷部会長 （製品等のモニターのような）調査に障害を持った方を（対象者数の）20％程度入れるということでしたが、それは視覚、聴覚といった障害を

問わずということですか。

高橋氏 J I S では「評価製品の使用実態を反映するモニターを集める・・・高齢者及び障害のある人々を含めるのが望ましい・・・障害のある人々には、一時的に身体機能が低下した人も含まれる。」という表現にしてあります。現実の問題として、高齢者・障害者のモニターを集めるのは簡単ではないことから、具体的な記述を避けました。

小林委員 ユニバーサルデザインに合致した商品開発にメーカーが御苦労されておられるのはわかりました。消費者がそういった商品を買わなければいけないと思いますが、優れた商品を選択するには、どこで判断したらよいのでしょうか。

高橋氏 消費者 1 人ひとりの判断になりますが、評価方法が J I S 化されたことで、評価結果の高い商品が登場し低い商品は消えていくということになるでしょう。大事なことは、消費者団体も企業も、同じものさしで、客観性をもってよい・よくないを評価していくことです。

なお、この JIS は JISC のホームページで“JIS S 0022-4”と入れると閲覧することができます。ただし、コピーはできません。また、解説編も入っていません。解説編は（財）日本規格協会が発売している J I S の冊子(JIS S 0022-4)をご覧ください。

早瀬委員 高齢者を 6 5 歳以上としているのはなぜですか。6 5 歳を超えても元気な方はいます。

高橋氏 国連の定義で 6 5 歳以上が高齢者となっています。6 5 歳を過ぎても高齢者と思えない多くの元気な人がいますが、統計上は一律に線引きされることになります。

大谷部会長 お話は尽きませんが、時間が参りましたので、高橋様に今一度拍手をお願いします。

(4) 表示等のあり方について

- ・資料 4 「表示等のあり方について」 答申の内容と対応について
- ・資料 5 商品等表示基準の遵守状況調査について
- ・参考資料 1 商品等表示基準
 - 2 単位価格表示基準
 - 3 包装基準

について事務局から説明後、質疑応答

大谷部会長 御報告に関して御質問があればお願いします。

狩野委員 モニターの 3 0 名の方がこの 8 6 8 2 件を調べたのですか。ハードですね。

八田係長 お店によって品揃えがかなり良いところがありますので、大変だったか

と存じます。

大谷部会長 市内30店舗と言うのは具体的にどういったところですか。

八田係長 できるだけモニターさんの近所で、大規模、中規模、小規模、生協の区分である程度割り振らせていただきました。

大谷部会長 調査商品、メーカーのだぶりというのがありますか。

八田係長 重複はあると思います。お店においてある全ての対象品目商品を調査していただいたので、よく売れている商品は重なっている可能性があります。

小林委員 調査項目は決まっているものなのですか。調理方法とか。といいますのも、たとえばほぼ遵守されている項目を今後も調査するのかとか、ユニバーサルデザインとからめて、そういうものを見ていくといった、モニター調査は行わないのかといったことです。

長谷川課長 まさに現行の基準について、モニターさんの調査を見ますとほぼ遵守されているので、資料4にありますように、答申にもありますとおri対象を広げていく、いわゆる商品だけではなくサービスにも広げるとかそのへんについて、先ほども申し上げましたとおri他都市の状況等を調べていきたいと考えております。他都市の情報を今一度といいますのは、消費者基本法制定の中で各都市も条例改正をし、それに併せて規則を改正する際、規定がなくなっている都市もありますので、複雑となっておりますので聞き取りなり、調査しなければ実態が分かりかねる状態でございます。

小林委員 実態に合った調査というか、項目も含めて、本当に知りたいことが表示されるようになっていったら良いなと思います。

大谷部会長 菓子類、飲料についてはどうでしょうか。広告表示ガイドラインの検討もされるということですが。子どもにも配慮した表示となると無視できないのではないかなと思いましたので。

今回初めてなので、今後、皆様よろしく申し上げます。事務局も調査や資料収集が大変だと思いますけれども、皆さんと一緒に色々考えてまいりたいのでよろしく申し上げます。時間がまいりましたので、御質問がなければこれで終了ということで、部長から御挨拶をお願いします。

(5) 閉会 市民生活部長挨拶